

川越市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

川越市長 森 田 初 恵

川越市条例第 2 4 号

川越市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

川越市開発許可等の基準に関する条例（平成１８年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号イ中「居住する親族」の次に「（３親等内のものに限る。以下このイにおいて同じ。）」を加え、同条第８号中「土地」の次に「（第３号に規定する土地を除く。）」を加え、同条に次の１号を加える。

- (9) 本市が法第１８条の２第１項の規定により定めた都市計画に関する基本的な方針に即して、規則で定めるところにより、市長が予定建築物の用途に限り指定した土地の区域において、当該指定に適合した建築物を建築する目的で行う開発行為

第４条に次の１項を加える。

- ２ 市長は、前項第９号の規定により土地の区域を指定したとき、又は当該土地の区域を変更し、若しくは廃止したときは、その旨を告示しなければならない。

第５条第１号中「前条第１号」を「前条第１項第１号」に改め、同条中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

- (2) 前条第１項第９号に掲げる開発行為に係る建築物の新築、改築又は用途の変更

附 則

- １ この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４条第１号イの改正規定並びに次項及び附則第３項の規定は、令和９年４月１日から施行する。
- ２ 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日（次項において「ただし書施行日」という。）前に都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項、第３５条の２第１項又は第４３条第１項の規定によりされた許可の申請であって、当該改正規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の第４条

第1項第1号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3  ただし書施行日前に都市計画法第29条第1項の規定によりされた許可又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるただし書施行日以後にされた同条第1項の規定による許可に係る同法第35条の2第1項の規定による許可の申請に係る許可の基準については、改正後の第4条第1項第1号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。